

幼児教育・保育の無償化について

① 無償化の範囲（幼稚園及び関連保育施設）・給付認定について

幼児教育・保育の無償化の対象条件は、以下のとおりです。

幼稚園を利用する人、認定こども園（幼稚園部分）利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用する人が、幼稚園や認可外保育施設等の利用料の無償化を受けるには、事前に申請書を提出し、新1～3号認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

主な利用先	認定区分		保育の 必要性	対象年齢	保育料	預かり保育
	教育・ 保育給付	施設等 利用給付				
新制度未移行幼稚園	—	新1号	なし	満3歳児クラス（3歳の誕生日から） 3歳児クラス 4歳児クラス 5歳児クラス	月額上限 25,700円	—
		新2号	あり	3歳児クラス 4歳児クラス 5歳児クラス		月額上限11,300円 （450円×利用日数）
		新3号	あり	満3歳児クラス（3歳の誕生日から） （市町村民税非課税世帯）		月額上限16,300円 （450円×利用日数）
認定こども園 （幼稚園部分）	1号認定	—	なし	満3歳児クラス（3歳の誕生日から） 3歳児クラス 4歳児クラス 5歳児クラス	全額	—
新制度幼稚園		新2号	あり	3歳児クラス 4歳児クラス 5歳児クラス		月額上限11,300円 （450円×利用日数）
		新3号	あり	満3歳児クラス（3歳の誕生日から） （市町村民税非課税世帯）		月額上限16,300円 （450円×利用日数）
保育所 認定こども園 （保育園部分）	2号認定	—	あり	3歳児クラス 4歳児クラス 5歳児クラス	全額	—
保育所 認定こども園 （保育園部分） 地域型保育施設	3号認定	—	あり	0歳児クラス 1歳児クラス 2歳児クラス	世帯の所得割 課税額に基づ き算定	—
認可外保育施設・一時預かり ファミリー・サポートセンター 病児保育事業		新2号	あり	3～5歳児クラス	37,000円	—
		新3号	あり	満3歳児クラス（3歳の誕生日から） 0～2歳児クラス （市町村民税非課税世帯）	42,000円	

★満3歳児クラスとは、4月1日の時点では2歳ですが、誕生日を迎えて3歳になる子どものことです。3歳児クラスは、4月1日時点で3歳の子どものことを言います。

★幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用について

・幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。



② 保育の必要な事由（預かり保育等の無償化給付を受ける場合）

新2、3号認定を受ける場合は、児童の保護者及び同居する65歳未満の親族等のいずれ（高校生以下を除く）もが、次の事由に該当し、常時保育が必要な状態にあることが必要です。

保育の必要な事由		認定期間	保育の必要な事由		認定期間
就労	月64時間以上就労することを常態とすること	就労期間	災害・復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧に当たっていること	災害復旧に要する期間
	目安：1日4時間以上で、週4日以上勤務				
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がないこと	出産予定月を挟んで前後各2か月	求職活動	求職活動を継続定期に行っていること	認定月から2か月
疾病・障害	疾病や負傷で、精神や身体に障害を有していること	治療に有する期間	就学	学校、専修学校、職業訓練校等に在学していること※	在学している期間
介護・看護	同居の家族を常時介護又は看護していること※	介護、看護に要する期間	その他	前各事由に類するものとして市長が認める事由に該当すること。	

※保育を必要とする頻度は、就労の事由内容を準用します。

③ 申請書類について

希望する認定によって、提出いただく書類が異なります。

【新1号認定を希望する場合】 → ① ②

【新2・3号認定を希望する場合（預かり保育を利用する場合）】 → ①～④すべて

■申請書類一覧（該当者のみ提出が必要な書類とあわせて確認してください。）

① 施設等利用給付認定申請書（水色・両面）
（児童一人につき一枚）※連絡先については、日中に連絡可能な連絡先を必ず記入してください。

② 本人確認書類及び承諾確認書

本人確認書類（申請者（保護者）のみ）

1点で確認できるもの（顔写真付の公的証明書）		左記のものがない場合（A2点またはA1点とB1点）	
<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード パスポート 精神障害者保健福祉手帳 	<ul style="list-style-type: none"> 運転免許証 身体障害者手帳 療育手帳 等 	<p>A（顔写真なしの公的証明書）</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 こども医療費受給資格証 特別児童扶養手当証書 児童扶養手当証書 	<p>B（顔写真付きの証明書）</p> <ul style="list-style-type: none"> 公的機関発行の資格証明証 学生証 法人が発行した証明書

③ 申請児童家庭状況票（児童1人につき1枚）

④ 保育を必要とすることの証明書

- ・保護者及び同居する65歳未満の親族等全員分（祖父母等の同居・別居について、住民票上は世帯分離していても同一住所にお住まいの場合、同居の扱いになります。ただし、同一住所でも別棟にお住まいの場合は別居扱いになります。）
- ・兄弟姉妹で同時申請の場合、1部原本、他コピー可です。

<p>就労証明書 （提出日の3か月以内のもの、新年度申請は10/1以降のもの）</p>	<p>就労の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労が内定している場合も同様の証明書で提出してください。 ・必ず事業主が記入してください。本人が記入したものは無効です。 ・自営業の場合「該当者のみ提出が必要な書類」も提出してください。
<p>求職中の状況申告書</p>	<p>求職中の場合</p>
<p>保育を必要とする状況申告書 （右記の書類を併せて提出）</p>	<p>就学、出産、障害、疾病、災害、その他の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 【就学】在学証明書および授業の時間が分かるカリキュラムの写し 【出産】母子手帳の表紙及び出産予定日の記載のページの写し 【障害】手帳等の写し 【疾病】診断書※の写し
<p>介護・看護状況申告書 （右記の書類を併せて提出）</p>	<p>介護・看護の場合（同居の親族に限る） 介護・看護を受ける人の診断書※ または手帳等の写し</p>

<注意点>

※診断書（提出日の3か月以内のもの、新年度申請は10/1以降のもの）には、「患者氏名・診断名・症状経過等・治療期間と通院回数・看（介）護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」の記入が必要です。

4 該当者のみ提出が必要な書類 以下に該当する場合は、必要な書類を必ず提出してください。

状況	必要な書類
自営業の方 (①・②を提出)	①就労証明書 ②客観的に事業を行っていることが分かる書類の写し 【例】個人事業の開業届、確定申告書の控え、源泉徴収票 上記がない場合、仕入伝票、報酬記録等(申込み日前月分)
離婚調停(裁判)中で、 母(父)子の扱いを 希望する場合	離婚調停(裁判)を証明する書類 ※公的な証明書等がない場合、両親の保育を必要とする証明書類の提出が必要です。
ひとり親の方	児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給資格証の写し (対象外世帯の場合は戸籍謄本等) ※申請書の「家庭状況」の欄に記入してください。 ※上記書類が間に合わない場合、離婚届受理証明書でも構いません。 上記書類が整い次第、早急にご提出ください。
生活保護受給者	生活保護受給証明書 ※申請書の「生活保護」欄に記入してください。
同一世帯に障害者手帳 等 所有者がいる方	手帳の写し、特別児童扶養手当・障害基礎年金の受給がわかる書類の いずれか1つ ※申請書の「障害者手帳等の有無」の欄に記入してください。

5 申請書の提出期限

以下のとおり提出してください。認定日を申請日より遡ることは出来ません。ご注意ください。

提出先	原則、通園している(入園予定の)幼稚園又は認定こども園
提出期限	<令和7年度新規申請> 令和6年12月16日(月) 桶川市役所必着(厳守) <年度途中申請> 利用する前の月の20日まで ※園がとりまとめて提出しますので、園から指定された期限に従ってください。
提出方法	個人情報保護のため、封筒に必要書類を入れ児童の名前を書き封緘し、園へ提出してください。

6 施設等利用給付費について

入園料・ 保育料	無償化により満3～5歳児クラスの入園料・保育料が月25,700円まで無償になります。 ※月25,700円を超える場合、差額負担があります。
預かり保育料	市から「保育の必要性の認定」(新2号認定または新3号認定)を受けた場合に預かり保育料について月11,300円(満3歳児クラスの新3号認定の場合は月16,300円)を上限に無償になります。(450円×利用日数が支給限度額) ※新3号認定の場合は市町村民税非課税世帯に限ります。
副食費	満3～5歳児クラスの子どものうち、次のいずれかに該当する場合に副食費(おかず、おやつ等)相当額分費用を対象とし、月4,800円を上限に給付します。 ・世帯の市町村民税の所得割課税額が77,101円(年収360万円相当)未満である場合 ・所得階層にかかわらず、小学校3年生以下の兄、姉が2人以上いる場合(対象園児が第3子以降の場合)



桶川市福祉部保育課

埼玉県桶川市泉1-3-28

TEL 048-788-4947・4948 (直通)

FAX 048-786-5882

